



# 安全管理規程

制 定	2006 年 10 月	1 日
実施日	2006 年 10 月	1 日
改 訂	2008 年 6 月	9 日
改 訂	2011 年 7 月	1 日
改 訂	2012 年 7 月	9 日
改 訂	2013 年 7 月	1 日
改 訂	2014 年 7 月	18 日
改 訂	2015 年 7 月	1 日
改 訂	2016 年 7 月	1 日
改 訂	2017 年 7 月	1 日
改 訂	2018 年 7 月	1 日
改 訂	2019 年 7 月	1 日
改 訂	2020 年 7 月	1 日
改 訂	2021 年 7 月	1 日
改 訂	2022 年 7 月	1 日

＜ 目 次 ＞

第一章 総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 1 条	目 的	
第 2 条	適用範囲（社内組織図）	
第二章 基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4
1.	輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等	
2.	安全方針・基本目標・基本行動の理解と実行	
第 3 条	輸送の安全に関する基本的な方針	
第 4 条	輸送の安全に関する重点施策	
第 5 条	輸送の安全に関する目標	
第 6 条	輸送の安全に関する計画	
第三章 管理体制（輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制）	・・・・・・・・	5～7
第 7 条	経営者の責務	
第 8 条	社内組織	
第 9 条	安全統括管理者の選任及び解任	
第 10 条の 1	安全統括管理者の責務	
第 10 条の 2	各部門従業員の責務及び権限	
第四章 重点施策（輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法）	・・・・・・・・	8～9
第 11 条	輸送の安全に関する重点施策の実施	
第 12 条	輸送の安全に関する情報の共有及び伝達	
第 13 条	事故、災害等に関する報告連絡体制	
第 14 条	輸送の安全に関する教育及び研修	
第 15 条	輸送の安全に関する内部監査	
第 16 条	輸送の安全に関する業務の改善	
第 17 条	情報の公開	
第 18 条	輸送の安全に関する記録の管理等	

第一章 総則

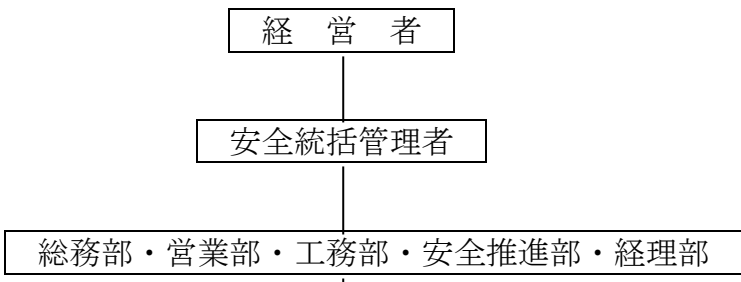
( 目 的 )

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法第2章第2条の2に基づき輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、西濃エクスプレス株式会社における輸送サービスの提供に係る業務活動に適用する。

安全管理体制（社内組織図）



東日本		中日本		西日本	
東北ブロック	関東ブロック	中部東ブロック	中部西ブロック	関西ブロック	九州ブロック
仙台営業所	流山営業所	静岡営業所	本社営業所	大阪営業所	新門司流通センター
郡山営業所	入間営業所	豊川営業所	彦根営業所	福山駐在所	小郡駐在所
千歳駐在所	相模原営業所	小牧営業所			
	有明駐在所				
	鹿沼太田出張所				
	鹿沼笠間出張所				

※ 取締役または執行役員を安全統括管理者に選任する。

## 第二章 基本方針

1. 経営者は安全方針・基本目標を定め、安全管理マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

## ● 安全方針

物流を通じて、お客様に喜ばれる最高のサービスを提供し、国家社会に貢献すると共に、物流企業として第一に安全を最優先にあらゆる無事故に徹し、ECOドライブを推進するなど環境問題にも積極的に取り組む姿勢を基本とする。

## ● 基本目標

労災事故は0件、車両事故は23件、商品事故は40件以内を目標とする。  
適正な労働時間管理「改善基準告示の労働時間・労働日数を遵守します」

## ● 基本行動

安全最優先  
法令遵守  
確認の徹底

2022年4月1日

西濃エクスプレス株式会社

取締役社長 坂 康 教

2. 安全方針・基本目標・基本行動の理解と実行

- (1) 各種ミーティングの中で全従業員に徹底する。
- (2) 各担当者は、基本目標達成のために、常に意識を持ち日々の業務を遂行する。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 経営者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

## 第三章 管理体制（輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制）

## （経営者の責務）

第7条 経営者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

## （社内組織）

第8条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

一. 安全統括管理者

二. 運行管理者

三. 整備管理者

四. その他必要な責任者

2. 担当部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、エリア内の営業所長及び駐在管理者を統括し、指導監督する。
3. 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在の場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役または執行役員のうち、安全規則第2条の6の規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一、国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二、身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になった時。
  - 三、関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。
  - 四、安全統括管理者が次の事項（転勤・異動・退職）に該当する時は速やかに、安全規則第2条の6の規定する要件を満たしている取締役より選任する。

(安全統括管理者の責務)

第10条の1 安全統括管理者は、次に掲げる責務及び権限を有する。

- 一、 全社員に対して、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底する事
- 二、 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三、 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四、 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対して周知を図ること。
- 五、 輸送の安全の状況について、社内監査を随時（営業所）実施し、経営トップに報告すること。監査の実施は、内部監査責任者が中心に担当すること。
- 六、 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- 七、 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八、 輸送の安全を確保するため、全社員に対して教育又は研修を必要に応じ随時行うこと。
- 九、 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第10条の2 各部門従業員の責務及び権限

安全統括管理者は、内部監査責任者とコミュニケーションを密に図ると共に、以下の事項について責務と権限を有する。

- 一、内部監査責任者は、各店所における輸送の安全の確保が計画的に且つ継続的に実施されているか、年一回以上監査を実施、未実施項目等不完全な箇所の指導を実施する。
- 二、監査結果については、内部監査責任者が速やかに安全統括管理者に報告、改善事項等が発生したる箇所については、安全統括管理者より経営者に報告すると共に、その対応策を講じ、更なる輸送の安全の確保を図ること。
- 三、自動車事故報告規則に定める事故、災害等が発生した場合の営業所に対して、速やかに監査を実施する。

### 2. 内部監査責任者の責務及び権限

内部監査責任者は、以下の事項を行う責務と権限を有する。

- 一、社内監査項目の作成と見直し。
- 二、社内監査スケジュールの作成と実施。
- 三、社内監査メンバーによる、安全ミーティングの実施。
- 四、社内監査時における、改善項目の指導。
- 五、監査時における、改善項目の検証。

### 3. 各部門従業員の共通の責務及び権限

各部門の従業員は、以下の共通事項を行う責務と権限を有する。

- 一、基本目標の達成に向け自らすべきことを常に意識し行動する。
- 二、監査への協力を行う。
- 三、安全管理規程に基づき作業を行う。
- 四、安全記録（各作業中の記録の中で重要な記録）の管理を行う。
- 五、統一した最新版の書式（原紙）を使用し作業を行う。

※各規程に記載された担当者が不在時は、その上級者もしくは下級者が権限を有する。

## 第四章 重点施策（輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法）

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第 12 条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は次の手順にて行うこととする。

- a) 事故、災害発生時は、発生現場の最寄りの営業所が現場立会いを行う。
  - b) 現場立会い者は、『車両事故速報』を作成する。
  - c) 作成した『車両事故速報』を発生者の所属営業所および本社へ FAX にて送信する。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。
  3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  4. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 14 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修や対策会議に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は内部監査責任者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、年一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等発生した場合又同種の事故、災害等繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

#### (輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

2. 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講ずる。

#### (情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。